外形標準課税に関する 質 疑 応 答 集

神奈川県

平成16年10月 初版 平成20年1月 改訂 平成21年3月 改訂 令和2年4月 改訂

り

1 報酬給与額

Q 1	決算時に未払賃金給料を計上した場合、その未払賃金給料はどの事業年度の報酬給 与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q 2	役員に対する賞与・報酬は、報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Q3	役員退職金は、報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Q 4	厚生年金保険の保険料は、報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Q 5	厚生年金基金への掛金のうち加入員(従業員)が負担する掛金は、報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q 6	適格退職年金の掛金は、報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q 7	早期退職制度における割増退職金は、どのように取り扱われますか。・・・・・・・・2
Q 8	退職給与引当金や賞与引当金を有税で積み立てた場合、報酬給与額はどのように取り扱われますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q 9	荷物の運搬等を他の法人に請け負わせている場合、当該他の法人に支払う請負契約 に係る代金は、報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
Q10	仕事を請け負った法人がその仕事に従事する使用人に対して支払う賃金は、仕事を 請け負った法人の報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q11	請負契約に基づいて仕事を請け負った法人の使用人が、注文者である法人の事務所で働いている場合、請負契約に係る代金は注文者である法人の報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q12	請負契約に基づいて支払う代金について、当該請負契約がいわゆる「名目上の請 負契約」であるとして、注文者である法人の報酬給与額とした場合、仕事を請け 負った法人の報酬給与額はどのようになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
Q13	製造等に関する業務を委託契約に基づいて他の法人に委託している場合、その他の 法人に支払う委託料は報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q14	電力量計やガス量計の検針について、雇用契約を締結せずに歩合報酬という形態で 委託している場合、その検針人に支払う委託料は報酬給与額となりますか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q15	出向先法人が出向者に支払った給与は、出向先法人の報酬給与額となりますか。 ・・・・・・・4
Q16	出向先法人が出向元法人に対して、出向者の給与を負担するために給与負担金を支払った場合で、その給与負担金が出向者の給与の額を超えるときは、出向元法人及び出向先法人の報酬給与額はそれぞれどのようになりますか。・・・・・・・・・・・・5
Q17	出向先法人が出向元法人に対して、出向者の給与を負担するために給与負担金を支払った場合で、その給与負担金を報酬給与額に該当する部分とそれ以外の部分に区分されていないときは、出向先法人の報酬給与額はどのように計算しますか。・・・・・・5
Q18	出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするために、出向先法人を通じて出向者に対して支給した較差補てん金は、出向元法人の報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q19	出向先法人が出向元法人に対して、出向者の退職金を負担するために退職給与負担 金を支払った場合、その退職給与負担金は出向先法人の報酬給与額となりますか。・・・・・・6
Q20	出向者が出向する際に、出向元法人が退職給付引当金を取り崩して、出向元法人が 負担すべき退職金相当額を出向先法人に対して支払った場合、出向元法人の報酬給 与額はどのように取り扱われますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Q21	出向元法人が出向者に係る財形基金への拠出金を負担している場合、その拠出金は 出向元法人の報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q22	出向者が出向元法人の社宅を賃借し、その賃借料を出向先法人が負担することとしている場合、出向先法人が出向元法人に対して支払う賃借料相当の負担金は報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q23	人材派遣会社に支払う派遣契約料は、報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
Q24	派遣元法人において、派遣労働者に支払う給与の額から派遣契約料の 75%相当額を控除することとされていますが、控除後の額がマイナスになる場合でも報酬給与額の合計額から控除できますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q25	法人が従業員を外国の建築現場に監督員として派遣している場合、その派遣契約料はその法人の外国の事業に帰属する報酬給与額となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q26	いわゆるJV(共同企業体)の各事業年度の給与については、その分配割合に基づいて各組合員である法人に分配されたものを、各組合員である法人の報酬給与額として取り扱うこととされていますが、その報酬給与額を計上する事業年度は、分配された日の属する事業年度になるのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	純支払利子
Q27	法人が銀行等と特定融資枠契約(いわゆるコミットメント・ライン契約)を締結している場合の法人が銀行等に支払う手数料(コミットメント・フィー)は、支払利子となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
Q28	銀行等に支払う保証状の保証料は、支払利子となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・10
Q29	いわゆるファクタリング方式により、売掛債権をファクタリング会社に譲渡した場 合のファクタリング会社に支払う手数料は、支払利子となりますか。・・・・・・・・10
Q30	買掛金を支払期日前に決済した場合に仕入先から支払いを受ける割引料について、 会計上、受取利息として処理していますが、この割引料は受取利子となりますか。・・・・・10
Q31	リース取引は、外形標準課税において、どのように区分されていますか。・・・・・・11
Q32	リース会社から設備をリースしています。リース契約書には、リース資産の取得価額と利息相当額の区分は明記されていませんが、会計上は、リース資産の取得価額と利息相当額を区分して計上しています。この場合、各事業年度の支払利息相当額として費用計上した金額は支払利子に含めるのでしょうか。・・・・・・・・・11
Q33	売買取引とされるリース取引及び金銭貸借とされるリース取引以外のリース取引に おけるリース料はどのように取り扱われますか。・・・・・・・・・・・・・・12
Q34	金銭貸借とされるリース取引において、会計上、支払リース料の総額を支払賃借料 として処理している場合であっても、支払リース料のうちの利息相当額を合理的に 計算して、支払利子を算出する必要がありますか。・・・・・・・・・・12
Q35	当初のリース期間が満了した後に、再リース取引を行った場合の再リース料は、純 支払利子となりますか。・・・・・・・・・・・・・12
Q36	売掛金などの金銭債権の支払が期日を過ぎた場合に、遅延期間に応じて一定の率に 基づいて算定する遅延損害金は、支払利子及び受取利子に含めますか。・・・・・・・・12
Q37	国や地方公共団体から利子補給金を受け取っている場合には、支払利子から当該利子補給金の額を控除しますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	純支払賃借料
Q38	建物内の一定の場所を借りて文書等を保管している場合、その保管料は支払賃借料
	とかりますか ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Q39	駐車場を月極で貸しているものと時間貸しをしているものがありますが、いずれの 料金収入も受取賃借料となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
Q40	ビル1棟をオーナーから賃借し、テナントに賃貸していますが、テナントから受け取る賃借料や共益費の全額をビルの賃借料として、オーナーに支払う契約になっています。この場合の純支払賃借料はどのようになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q41	建物の賃借料の他に水道光熱費等を共益費として支払っている場合、その共益費は 支払賃借料となりますか。・・・・・・・・14
Q42	賃借した建物に設置されている屋外広告物(看板等)の掲出料は、支払賃借料となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q43	自動販売機を土地又は家屋に設置するときの設置料は支払賃借料及び受取賃借料に 含まれますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q44 Q45	河川、港湾及び海岸の占用料は、それぞれ支払賃借料の対象となりますか。・・・・・・15 従業員が1か月以上の出張でホテルを利用した場合、ホテルの宿泊料は支払賃借料 となりますか。また、その宿泊料が支払賃借料となる場合、ホテル客室内の電話使 用料金や出張旅費は支払賃借料に含まれますか。・・・・・・・・・15
Q46	いわゆるウィークリーマンションを4週間賃貸借する契約をしていましたが、契約を更新し、引き続き2週間賃貸借することとした場合には、この賃借料は支払賃借料となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q47	3月末で事業年度が終了する法人が、3月中のある日から事務所を賃貸借する場合に、その事業年度末までの賃貸借契約をし、別途4月1日から1年間の賃貸借契約をしている場合には、3月中の賃借料は支払賃借料となりますか。・・・・・・・・・・16
Q48	荷物の保管期間が月の中日(15日)を境に月の前半又は後半のみの場合は一律半月分の保管料を、また、保管期間が月の中日をまたぐ場合は実際の保管日数が1月に満たない場合であっても一律1月分の保管料をそれぞれ受け取ることとしている場合、使用又は収益できる期間が連続して1月以上か否かの判定は、どのように行いますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q49	リース会社から自動車や機械設備を賃借している場合、これらの賃借料は支払賃借 料となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
Q50	土地や建物の賃貸借契約と自動車や機械設備の賃貸借契約が一つの契約である場合、 土地や建物の賃借料のみが支払賃借料となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
Q51	土地や建物の賃貸借契約と自動車や機械設備の賃貸借契約が一つの契約である場合で、土地や建物の賃借料とその他の賃借料を区分できないときは、支払賃借料の計算はどのようになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q52	他の法人から賃借した家屋を社宅として従業者に賃貸しており、従業者から賃借料 の支払いを受けている場合には、純支払賃借料はどのように計算しますか。・・・・・・17
Q53	他の法人から賃借した家屋を社宅として従業者に賃貸しており、他の法人に支払う 賃借料と従業者から支払いを受ける賃借料の差額を会計上、福利厚生費として処理 していますが、この場合も支払賃借料となりますか。・・・・・・・・・18
Q54	社宅の入居者から受け取る社宅料を会計上、雑収入として処理していますが、この 場合も受取賃借料となりますか。・・・・・・・・・・18
Q55	出向者が出向元法人の社宅を賃借し、その賃借料を出向先法人が負担することとしている場合、出向先法人が出向元法人に対して支払う賃借料相当の負担金は純支払賃借料となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q56	事務所を賃貸借する契約をし、賃借料が前払いとされている場合には、支払った額が当該事業年度の支払賃借料になりますか

Q57	法人の所有する土地に電力会社や通信会社の電柱が設置されており、電力会社等から利用料の名目で金銭の支払いを受けている場合、その利用料は受取賃借料となりますか。また、受取賃借料となる場合で、利用料の支払期日が3年ごととされているときは、支払いを受けた事業年度において3年分の利用料を受取賃借料として計上することになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q58	当社は、A社と業務委託契約を結び、A社の業務の一部を受託しています。当該受託業務は、委託元であるA社の事務所の一部を賃借して行っています。会計処理は、業務委託料収入を収益とし、事務所賃借料を費用として計上するのではなく、業務委託料収入と事務所賃借料を相殺した後の金額を収益として計上しています。このとき、当該事務所の賃借料は支払賃借料に含めないのでしょうか。・・・・・・19
4	資本金等の額
Q59	資本割の課税標準となる「資本金等の額」とは何ですか・・・・・・・・・・20
Q60	自己株式を取得した場合、資本金等の額はどのように計算しますか。 ・・・・・・・・20
Q61	資本の減少や資本準備金による欠損塡補又は剰余金による損失の塡補を行った場合は、資本割の課税標準となる資本金等の額をどのように算定しますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・21
Q62	資本金等の額の算定に当たり、持株会社の資本圧縮措置とはどのような場合に適用 できますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q63	外国法人の資本金等の額はどのように計算しますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
Q64	会計上の別途積立金は、資本割の課税標準となる資本金等の額に含まれますか。・・・・・・21
5	申告納付・徴収猶予
Q65	中間申告は、前事業年度の事業税額に基づく予定申告と仮決算に基づく中間申告の いずれの方法によってもすることができますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
Q66	徴収猶予の申請の手続きはどのようになっていますか。また、法人が複数の都道府 県において事務所又は事業所を有し、事業を行っている場合は申請の手続きはどの ようになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
6	申告書の記載方法
Q67	報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)は、事務所等ごとに期末の従 業者数及び給与の額等を記載することとされていますが、出向者についてはどのよ うに記載しますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
Q68	報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)は、事務所等ごとに期末の従 業者数及び給与の額等を記載することとされていますが、退職金等の支払額を事務 所等ごとに管理していない場合は、どのように記載しますか。・・・・・・・・・・・・23
Q69	報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)に記載することとされている 「期末の従業者数」欄には、事業税の分割基準に用いる従業者数を記載しますか。・・・・・23
Q70	報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)の「加算又は減算」の項の「給与の額」欄には、どのような金額を記載しますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q71	純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)は、借入先ごと又は貸付先ごとに記載することとされていますが、件数が多い場合は明細を省略して合計額の記載のみでも差し支えありませんか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

7 その他

Q /2	非課税事業とは具体的にはどのような事業ですか。・・・・・・・・・・・・25
Q73	特定内国法人と外国法人は、それぞれどのように定義されていますか。・・・・・・25
Q74	特定内国法人の付加価値割の算定に当たって、国外所得と国内所得を区分計算している場合であっても、国内付加価値額を区分計算によらず、国外と国内の従業者数によるあん分によって算定することはできますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
Q75	特定内国法人の国外付加価値額を国外と国内の従業者数によるあん分によって算定する場合の従業者数とは、課税標準の分割に用いる従業者数と同じですか。例えば、出向者や派遣労働者の取扱いはどのようになりますか。また、同じく特定内国法人の資本金等の額を従業者数であん分する場合の従業者数も同じ取扱いになりますか。・・・・26
Q76	建設予定のビルを賃借するにあたり、家主となる建築主に建設協力金を預託し、返還 までの期間において支払家賃と受取利息を各期の費用及び収益として計上しています。 当該費用及び収益は支払賃借料及び受取利子に含めるのでしょうか。・・・・・・・・26

参照条文凡例

「法」……地方税法(昭和25年法律第226号)

「令」・・・・・・・地方税法施行令(昭和25年政令第245号)

「改正法」・・・・・地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)

「改正令」・・・・・地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成15年政令第128号)

「取扱通知」・・・・地方税法の施行に関する取扱いについて(昭和29年自乙府第109号)

「法基通」・・・・・法人税基本通達

1 報酬給与額

- 3.1 決算時に未払賃金給料を計上した場合、その未払賃金給料はどの事業年度の報酬給与額となりますか。
- A 報酬給与額は、原則としてその事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額 に算入されたものです(法72の15①)。

したがって、報酬給与額が帰属する事業年度は、原則として、法人税の所得又は連結所 得の計算上損金の額に算入した事業年度と一致することになります。

- Q2 役員に対する賞与・報酬は、報酬給与額となりますか。
- A 報酬給与額は、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されたものに限られます(法72の15①)。

したがって、役員に対する賞与・報酬のうち、法人税法の規定により損金の額に算入される①定期同額給与②事前確定届出給与③利益連動給与に該当するものについては、いずれも報酬給与額となります。

ただし、これらの給与であっても、不相当に高額な部分の金額及び仮装経理によるもの は損金の額に算入されないため、報酬給与額とはなりません。

- Q3 役員退職金は、報酬給与額となりますか。
- A 報酬給与額は、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されたものに限られます(法72の15①)。

役員退職金は原則として損金の額に算入されるため、報酬給与額となります。ただし、 不相当に高額な部分及び隠ぺい仮装経理によるものは、損金の額に算入されないため、報 酬給与額とはなりません。

- Q4 厚生年金保険の保険料は、報酬給与額となりますか。
- A 厚生年金保険の保険料などの法定福利費は、社会政策の観点から、その拠出が法令で義務づけられているものであり、強制的な公的負担であるという点で、任意に拠出される確定給付企業年金の掛金等とは性格が異なります。

したがって、所得税において控除される個人負担分については報酬給与額に含めますが、事業主負担分は含めません。

なお、法定福利費は、健康保険の保険料(健康保険法161、163)、政府に支払う厚生年 金保険の保険料(厚生年金保険法82)、雇用保険の保険料(労働保険の保険料の徴収等に 関する法律30)、労働者災害補償保険の保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律 30)、船員保険の保険料(船員保険法59)、児童手当拠出金(児童手当法18)、障害者雇用 納付金(障害者の雇用の促進等に関する法律53)、法定補償(労働基準法76)をいいます。

- Q5 厚生年金基金への掛金のうち加入員(従業員)が負担する掛金は、報酬給与額となりますか。
- A 厚生年金基金の掛金について、報酬給与額となるのは、法人が厚生年金基金の事業主と して基金に拠出する掛金及び徴収金(いわゆる厚生年金代行部分を除きます。)となりま す。

したがって、加入員が負担する掛金は、報酬給与額の対象となる企業年金の掛金等には 該当しません。

- Q6 適格退職年金の掛金は、報酬給与額となりますか。
- A 適格退職年金契約に基づいて、事業主が受益者等のために支出する掛金及び保険料は報酬給与額となります(取扱通知4の2の9(8))。

なお、適格退職年金契約の要件に反して支出する掛金等は、報酬給与の対象となる企業 年金の掛金等には該当しませんが、所得税において給与所得又は退職所得として課税され ることから、支出する事業年度の報酬給与額となります(取扱通知4の2の10)。

- Q7 早期退職制度における割増退職金は、どのように取り扱われますか。
- A 報酬給与額とは、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるものをいい(取扱通知4の2の3)、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されたものに限られます(法72の15①)。

従業員に対する割増退職金は、所得税において退職所得とされ、法人税の所得又は連結 所得の計算上損金の額に算入されるため、報酬給与額となります。

- Q8 退職給与引当金や賞与引当金を有税で積み立てた場合、報酬給与額はどのように取り 扱われますか。
- A 報酬給与額は、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されたものに限られます (法72の15①)。

退職給与引当金や賞与引当金に繰り入れた金額は、その事業年度の損金の額に算入されないため、報酬給与額とはなりません。

実際に退職金や賞与を従業者等に対して支払った事業年度(損金の額に算入した事業年度)の報酬給与額となります。

- Q 9 荷物の運搬等を他の法人に請け負わせている場合、当該他の法人に支払う請負契約に 係る代金は、報酬給与額となりますか。
- A 請負契約に基づいて支払う代金は、労務の提供の対価ではなく、仕事の完成に対する対価であることから、報酬給与額とはなりません。

ただし、名目上請負契約とされている場合であっても、「法人が当該請負契約に係る業務を行っているとは認められず、当該請負契約法人と注文者である法人が当該業務において一体となっていると認められるとき」(取扱通知4の2の5)、具体的には、自己の業務の一部を他の法人に行わせる形態であるにもかかわらず、当該業務の全部又は一部を注文法人自らが行っていると認められる契約であるとき又は雇用以外の方法により人材の提供を受け、当該人材を自己の業務に従事させるもので、法第72の15②に規定する労働者派遣法等に基づく契約以外の契約であるときは、注文者である法人の報酬給与額として取り扱うことになりますので留意してください。

- Q10 仕事を請け負った法人がその仕事に従事する使用人に対して支払う賃金は、仕事を請け負った法人の報酬給与額となりますか。
- A 請負契約に基づいて仕事を請け負った場合、その仕事に従事する使用人に対して支払う 給与等は、仕事を請け負った法人の報酬給与額となります。

ただし、名目上請負契約とされている場合であっても、自己の業務の一部を他の法人に行わせる形態であるにもかかわらず、当該業務の全部又は一部を注文法人自らが行っていると認められる契約であるとき又は雇用以外の方法により人材の提供を受け、当該人材を自己の業務に従事させるもので、法第72の15②に規定する労働者派遣法等に基づく契約以外の契約であるときは、請負法人の使用人に対する労務の提供の対価に相当する金額は注文者である法人の報酬給与額として取り扱うことになりますので留意してください(取扱通知4の2の5)。

- Q11 請負契約に基づいて仕事を請け負った法人の使用人が、注文者である法人の事務所で 働いている場合、請負契約に係る代金は注文者である法人の報酬給与額となりますか。
- A 請負契約に係る代金は、労務の提供の対価ではなく、仕事の完成に対する対価であることから、原則として、注文者である法人の報酬給与額とはなりません。

ただし、名目上請負契約とされている場合であっても、自己の業務の一部を他の法人に行わせる形態であるにもかかわらず、当該業務の全部又は一部を注文法人自らが行っていると認められる契約であるとき又は雇用以外の方法により人材の提供を受け、当該人材を自己の業務に従事させるもので、法第72の15②に規定する労働者派遣法等に基づく契約以外の契約であるときは、注文者である法人の報酬給与額として取り扱うことになります(取扱通知4の2の5)。

- Q12 請負契約に基づいて支払う代金について、当該請負契約がいわゆる「名目上の請負契約」であるとして、注文者である法人の報酬給与額とした場合、仕事を請け負った法人の報酬給与額はどのようになりますか。
- A 名目上の請負契約であるとして、請負契約に基づいて支払う代金が、注文者である法人 の報酬給与額として取り扱われた場合には、その仕事に従事する使用人の労務提供の対価 の額は、仕事を請け負った法人の報酬給与額にはなりません。
- Q13 製造等に関する業務を委託契約に基づいて他の法人に委託している場合、その他の法人に支払う委託料は報酬給与額となりますか。
- A 委託契約に基づいて支払う代金は、労務の提供の対価ではなく、委託された業務をなす ことに対する対価であることから、報酬給与額とはなりません。

ただし、契約の形態が形式的に委託契約とされていても、当該業務の全部又は一部を注 文法人自らが行っていると認められる契約であるとき又は雇用以外の方法により人材の 提供を受け、当該人材を自己の業務に従事させるもので、法第 72 の 15②に規定する労働 者派遣法等に基づく契約以外の契約であるときは、報酬給与額となりますので留意してく ださい。

- Q14 電力量計やガス量計の検針について、雇用契約を締結せずに歩合報酬という形態で委託している場合、その検針人に支払う委託料は報酬給与額となりますか。
- A 報酬給与額とは、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるものをいい、所得税において事業所得、一時所得、雑所得又は非課税所得とされるものは報酬給与額とはなりません(取扱通知4の2の3)。

電力量計等の検針人や集金人など、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者に対する報酬は、所得税においては、一般的に事業所得又は雑所得とされることから、報酬給与額とはなりません。

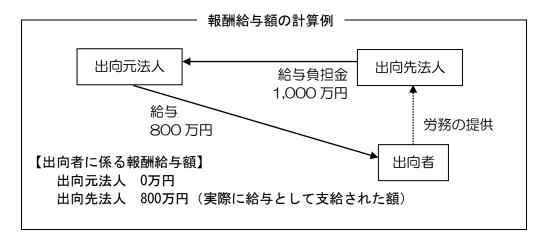
ただし、雇用契約を締結していなくても、当該業務の全部又は一部を注文法人自らが行っていると認められる契約であるとき又は雇用以外の方法により人材の提供を受け、当該人材を自己の業務に従事させるもので、法第72の15②に規定する労働者派遣法等に基づく契約以外の契約であり、所得税において給与所得とされる場合は、報酬給与額となります。

- Q15 出向先法人が出向者に支払った給与は、出向先法人の報酬給与額となりますか。
- A 出向があった場合の出向者の給与(退職給与その他これに類するものを除く。)については実質的負担者の報酬給与額とし、出向者の退職給与等については形式的支払者(退職給与等を直接支給する者)の報酬給与額となります(取扱通知4の2の14)。

したがって、出向先法人が出向者に支払った給与について、出向先法人が負担している場合は出向先法人の報酬給与額となり、実質的に出向元法人が負担している場合には出向元法人の報酬給与額となります。

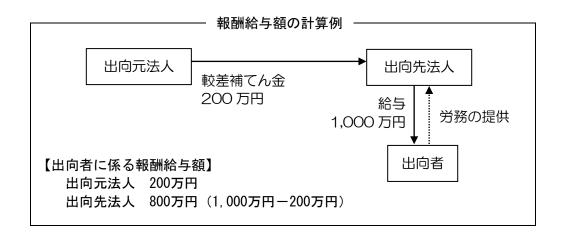
- Q16 出向先法人が出向元法人に対して、出向者の給与を負担するために給与負担金を支払った場合で、その給与負担金が出向者の給与の額を超えるときは、出向元法人及び出向 先法人の報酬給与額はそれぞれどのようになりますか。
- A 出向先法人が出向元法人に対して、出向者の給与を負担するために給与負担金を支払った場合、この給与負担金の額は出向先法人の報酬給与額となります。一方、出向元法人においては、出向者の給与のうち出向先法人から支払いを受けた給与負担金相当額は報酬給与額とはなりません(取扱通知4の2の14(1))。

この場合で、給与負担金が出向者の給与の額を超えるときは、給与負担金のうち実際の 給与に相当する額が出向先法人の報酬給与額となり、一方、出向元法人は実質的な負担額 がありませんので報酬給与額はゼロになります。



- Q17 出向先法人が出向元法人に対して、出向者の給与を負担するために給与負担金を支払った場合で、その給与負担金を報酬給与額に該当する部分とそれ以外の部分に区分されていないときは、出向先法人の報酬給与額はどのように計算しますか。
- A 出向先法人が出向元法人に対して、給与負担金を支払った場合、その給与負担金は出向 先法人の報酬給与額となります。
 - この給与負担金に非課税通勤手当や法定福利費に相当する額が含まれている場合は、それらの額を除いた部分が出向先法人の報酬給与額となりますが、区分されてないときは、給与負担金の全額を報酬給与額とすることになります。

- Q18 出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするために、出向先法人を通じて出向者に対して支給した較差補てん金は、出向元法人の報酬給与額となりますか。
- A 出向があった場合に、出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするために 出向者に対して支給した較差補てん金は、出向元法人の報酬給与額となります。この取扱 いは、出向元法人が較差補てん金を直接支給する場合のほか、出向先法人を通じて支給す る場合も同様となります(取扱通知4の2の14(2))。



- Q19 出向先法人が出向元法人に対して、出向者の退職金を負担するために退職給与負担金 を支払った場合、その退職給与負担金は出向先法人の報酬給与額となりますか。
- A 出向者の退職給与その他これに類するものについては、形式的支払者(退職給与等を直接支給する者)の報酬給与額となります(取扱通知4の2の14(3))。

したがって、出向先法人が出向元法人に対して、出向者の退職金を負担するために退職 給与負担金を支払った場合、その退職給与負担金は出向先法人の報酬給与額とはなりませ ん。

この場合は出向元法人が実際に出向者に退職金を支払う事業年度において、その退職金を出向元法人の報酬給与額とすることとなります。

- Q20 出向者が出向する際に、出向元法人が退職給付引当金を取り崩して、出向元法人が負担すべき退職金相当額を出向先法人に対して支払った場合、出向元法人の報酬給与額はどのように取り扱われますか。
- A 出向があった場合の出向者の退職給与その他これに類するものについては、形式的支払者(退職給与等を直接支給する者)の報酬給与額となります(取扱通知4の2の14(3))。 したがって、出向時等において、出向元法人と出向先法人の間で出向者に係る退職給与の負担関係の精算を行った場合であっても、実際に出向者に対して退職金が支払われていない限り、出向元法人の報酬給与額とはなりません。

この場合は、実際に出向者に退職金を支払う事業年度において、その退職金を直接支給した法人の報酬給与額となります。

- Q21 出向元法人が出向者に係る財形基金への拠出金を負担している場合、その拠出金は出 向元法人の報酬給与額となりますか。
- A 出向があった場合の出向者の退職給与その他これに類するものについては、形式的支払者の報酬給与額となりますが、確定給付企業年金の掛金や財形基金の掛金については実質的負担者の報酬給与額となります(取扱通知4の2の14(3))。

したがって、出向元法人が勤労者財産形成基金契約を締結している場合において、出向元法人が掛金を拠出しているときは出向元法人の報酬給与額となり、一方、出向先法人があらかじめ定めた負担区分に基づき、出向者に係る掛金を出向元法人に支出したときは出向先法人の報酬給与額となります。

- Q22 出向者が出向元法人の社宅を賃借し、その賃借料を出向先法人が負担することとしている場合、出向先法人が出向元法人に対して支払う賃借料相当の負担金は報酬給与額となりますか。
- A 法人が賃借している土地又は家屋を従業者に社宅等として賃貸している場合には、法人が支払う賃借料は支払賃借料に、従業者から支払いを受ける賃借料は受取賃借料に、それぞれ該当します(取扱通知4の4の9(1))。

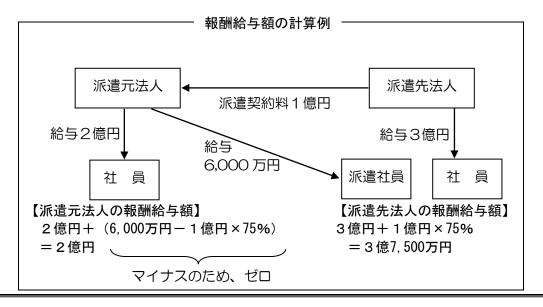
したがって、出向元法人の社宅を出向先法人が借り上げて、出向者に賃貸しているものと認められる場合には、出向先法人が出向元法人に対して支払う賃借料相当の負担金は、出向先法人の支払賃借料となります。

- Q23 人材派遣会社に支払う派遣契約料は、報酬給与額となりますか。
- A 労働者派遣法に基づく労働者派遣を受けている場合には、支払う派遣契約料の75%相当額を報酬給与額に含めます。(取扱通知4の2の15)。
 - 一方、労働者派遣法等に基づかない人材派遣契約の場合は、請負契約や委託契約と同様 に取り扱います。

なお、形式上、請負契約や委託契約であっても、自己の業務の一部を他の法人に行わせる形態であるにもかかわらず、当該業務の全部又は一部を注文法人自らが行っていると認められる契約であるとき又は雇用以外の方法により人材の提供を受け、当該人材を自己の業務に従事させるもので、法第72の15②に規定する労働者派遣法に基づく契約以外の契約であるときは、出向の場合と同様に取り扱いますので留意してください。

- Q24 派遣元法人において、派遣労働者に支払う給与の額から派遣契約料の75%相当額を控除することとされていますが、控除後の額がマイナスになる場合でも報酬給与額の合計額から控除できますか。
- A 派遣元法人の報酬給与額については、派遣元法人が役員又は使用人に支払う給与の額及び派遣労働者に支払う給与の額の合計額から、派遣労働者に支払う給与の額を限度として、派遣先法人から支払いを受ける派遣契約料の75%相当額を控除して算出します(取扱通知4の2の15)。

したがって、派遣労働者に支払う給与の額よりも、派遣契約料の75%相当額の方が多い場合には、派遣労働者に支払う給与の額を超えて控除することはできません。



- Q25 法人が従業員を外国の建築現場に監督員として派遣している場合、その派遣契約料は その法人の外国の事業に帰属する報酬給与額となりますか。
- A 外国において勤務する役員又は使用人に対して支払う給与は、その役員又は使用人が所得税法に規定する非居住者であっても、報酬給与額として取り扱います。この場合において、実費弁償の性格を有する手当等を支給しているときは、その手当等の額は報酬給与額に含めません(取扱通知4の2の4)。

そこで、従業員を外国に派遣している場合の取扱いですが、国内の労働者派遣法に基づいて労働者派遣を行っている場合には、報酬給与額から派遣契約料の75%相当額を控除することとなりますが、労働者派遣法に基づかない派遣の場合は、請負や委託と同様に取り扱います。

また、従業員が外国で勤務する場所が、いわゆる恒久的施設に該当する場合には、その給与はその法人の外国の事業に帰属する報酬給与額となりますが、恒久的施設に該当しない場合には外国の事業に帰属する報酬給与額とはなりません。

※ 恒久的施設とは、令第20条の2の18に規定する内国法人が外国に有する同政令第10 条に規定する場所をいい、具体的には海外の支店、工場のほか、建設作業等の指揮監督を行う場合でその期間が1年を超えるものの場所等をいいます。

- Q26 いわゆるJV(共同企業体)の各事業年度の給与については、その分配割合に基づいて各組合員である法人に分配されたものを、各組合員である法人の報酬給与額として取り扱うこととされていますが、その報酬給与額を計上する事業年度は、分配された日の属する事業年度になるのですか。
- A いわゆる J V (共同企業体) などの組合の各事業年度の給与については、その分配割合 に基づいて各組合員に分配したものが、各組合員の報酬給与額となります(取扱通知 4 の 1 の 4)。

また、報酬給与額を計上する事業年度は、原則として、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入した事業年度となります(法72の15①)。

なお、法人税においては、法人が組合員となっている場合の組合事業による損益の帰属時期は、原則として、当該組合の計算期間の終了の日の属するその法人の事業年度となります(法基通14-1-1の2)。

2 純支払利子

- Q27 法人が銀行等と特定融資枠契約(いわゆるコミットメント・ライン契約)を締結している場合の法人が銀行等に支払う手数料(コミットメント・フィー)は、支払利子となりますか。
- A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子(経済的な性質が利子に準ずるものを含みます。)のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します(法72の16②、令20の2の7)。 法人が銀行等と特定融資枠契約を締結している場合において、法人が銀行等に支払う手

数料は、借入金に対応する利子に該当しないため、支払利子とはなりません。

- Q28 銀行等に支払う保証状の保証料は、支払利子となりますか。
- A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子(経済的な性質が利子に準ずるものを含みます。)のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します(法72の16②、令20の2の7)。 銀行や信用保証協会等に支払う保証料は、法人税における「負債の利子」に含まれないため、支払利子とはなりません。
- Q29 いわゆるファクタリング方式により、売掛債権をファクタリング会社に譲渡した場合 のファクタリング会社に支払う手数料は、支払利子となりますか。
- A ファクタリング会社に譲渡した場合のファクタリング会社に支払う手数料は、償還請求権(買戻義務)がないものについては、資産の譲渡に伴って生じる費用であり、支払利子とはなりませんが、償還請求権(買戻義務)があるものについては、実質的に金融取引であり、手形の割引料と同様に支払利子となります。
- Q30 買掛金を支払期日前に決済した場合に仕入先から支払いを受ける割引料について、会計上、受取利息として処理していますが、この割引料は受取利子となりますか。
- A 売掛金又はこれに準ずる債権について、支払期日前にその支払いを受けたことにより支払う売上割引料は、支払利子及び受取利子とはなりません(取扱通知4の3の9)。

Q31 リース取引は、外形標準課税において、どのように区分されていますか。

A リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手(レッサー)が、その物件の借手(レッシー)に対し、合意された期間(リース期間)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手が合意された使用料(リース料)を貸手に支払う取引であり、会計基準においては、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類されます。

一方、法人税法におけるリース取引とは、①中途解約ができないこと(ノン・キャンセラブル)、②賃借人がリース資産の経済的利益を実質的に享受することができ、その資産の使用に伴うコストを実質的に負担すること(フル・ペイアウト)の2つの要件を満たすリース取引をいい、さらに契約の実態等に応じて、売買取引とされるリース取引と金銭貸借とされるリース取引に区分されます(法人税法64の2)。

外形標準課税におけるリース取引の取扱いは、原則として、この法人税法における区分に対応し、次のとおり取り扱います。

·									
		通常の賃貸借 取引(オペレーティ ング・リース等)	税務上のリース取引(ファイナンス・リース)						
	法人税法に おける区分			権移転外ファ 所有権移転ファインス・リース ナンス・リース	金銭貸借と				
			右記 以外	売買取引とされる場合	される場合				
	外形標準課税	純支払賃借料 ※土地及び家屋に係 るもののみ		純支払利子	純支払利子				
1	たが標準課代における賃借料・リース料の取扱い			※金利相当部分のみ (会計処理に沿った法人税の取扱いにより利息相当額が区分され、損金の額に算入される場合。)	※金利相当 部分のみ				

右記以外:リース期間が1年以内の取引等、賃貸借処理が認められる場合

Q32 リース会社から設備をリースしています。リース契約書には、リース資産の取得価額 と利息相当額の区分は明記されていませんが、会計上は、リース資産の取得価額と利息 相当額を区分して計上しています。この場合、各事業年度の支払利息相当額として費用 計上した金額は支払利子に含めるのでしょうか。

A 当該リース取引が法人税法第64条の2第1項の規定によりリース取引の目的となる資産の売買があったものとされるリース取引に該当する場合には、賃貸人による取得価額と利息相当額が明確かつ合理的に区分されているときに、当該利息相当額が支払利子又は受取利子となります。このとき、契約書に利息相当額の区分がない場合でも、会計処理において、合理的な見積もり金額により、リース資産の取得価額と利息相当額を区分し、会計処理に沿った法人税の取扱いにより利息相当額が区分され、損金の額又は益金の額に算入される場合には、支払利子又は受取利子に含めることとなります。

- Q33 売買取引とされるリース取引及び金銭貸借とされるリース取引以外のリース取引に おけるリース料はどのように取り扱われますか。
- A 売買取引とされるリース取引及び金銭貸借とされるリース取引以外の税務上のリース取引やオペレーティング・リース取引に係るリース料は、純支払利子とはなりませんが、賃借料又はリース料が土地又は家屋(これらと一体となって効用を果たす構築物又は附属設備を含みます。)に係るものである場合は、純支払賃借料の対象として取り扱います(法72の17②)。
- Q34 金銭貸借とされるリース取引において、会計上、支払リース料の総額を支払賃借料として処理している場合であっても、支払リース料のうちの利息相当額を合理的に計算して、支払利子を算出する必要がありますか。
- A 税務上金銭貸借とされるリース取引においては、各事業年度のリース料の額のうち通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的に計算された利息相当額が支払利子及び受取利子となります(取扱通知4の3の6)。

したがって、企業会計上、利息相当額を区分して計上していない場合であっても、純支 払利子となる利息相当額を計算します。

- Q35 当初のリース期間が満了した後に、再リース取引を行った場合の再リース料は、純支 払利子となりますか。
- A 当初のリース期間終了後に、無償と変わらないような名目的な再リース料によって再リースすることがリース契約において定められているリース取引(契約上、そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものも含まれます。) は、法人税法上、売買取引とされます(法人税法施行令48の2⑤、法基通7-6の2-1)。

したがって、再リース料が著しく低額な再リース取引で、当該リース取引が会計処理に沿った法人税の取扱いにより利息相当額が区分され損金の額に算入される場合には、純支払利子となります。

- Q36 売掛金などの金銭債権の支払が期日を過ぎた場合に、遅延期間に応じて一定の率に基づいて算定する遅延損害金は、支払利子及び受取利子に含めますか。
- A 負債の利子は、原則として借手において貸借対照表の負債の部に計上されるべきものを 元本とし、元本×率×期間で計算すべきものです。

金銭の給付を目的とする債務の履行が遅れた場合の遅延損害金は、損害賠償金ですが、 金銭債務を元本とする負債の利子に該当し、一種の割増利息の性質を持つものですので、 支払利子及び受取利子に含めます。

- Q37 国や地方公共団体から利子補給金を受け取っている場合には、支払利子から利子補給金の額を控除しますか。
- A 国や地方公共団体から利子補給金を受け取っている場合であっても、法人が支払うべき 利子の額が支払利子となります。したがって、利子補給金の額は支払利子から控除しませ ん。

3 純支払賃借料

- Q38 建物内の一定の場所を借りて文書等を保管している場合、その保管料は支払賃借料となりますか。
- A 荷物の保管料については、その保管期間が1月以上であり、実質的に土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価にあたるものについては支払賃借料及び受取賃借料となります(取扱通知4の4の9(5))。

したがって、設問の場合、その保管期間が1月以上であれば、その保管料は支払賃借料 となります。

- Q39 駐車場を月極で貸しているものと時間貸しをしているものがありますが、いずれの料金収入も受取賃借料となりますか。
- A 純支払賃借料の対象となるのは、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上のものです(法72の17②・③、取扱通知4の4の3)。

したがって、月極で貸している場合の料金収入については受取賃借料となりますが、時間貸しのように不特定多数の利用者に一時的に施設等を使用させている場合の料金収入は受取賃借料となりません。

- Q40 ビル1棟をオーナーから賃借し、テナントに賃貸していますが、テナントから受け取る賃借料や共益費の全額をビルの賃借料として、オーナーに支払う契約になっています。この場合の純支払賃借料はどのようになりますか。
- A 設問の場合、テナントから受け取る賃借料のうち共益費を除いた分を受取賃借料に、オーナーに支払う賃借料のうち共益費を除いた分を支払賃借料に、それぞれ算入します。
- Q41 建物の賃借料の他に水道光熱費等を共益費として支払っている場合、その共益費は支払賃借料となりますか。
- A 土地又は家屋の賃借権等に係る契約等において、水道光熱費、管理人費その他の維持費を共益費等として支払っており、賃借料と共益費等とが明確かつ合理的に区分されている場合には、その共益費等は支払賃借料及び受取賃借料となりません(取扱通知4の4の9(7))。

- Q42 賃借した建物に設置されている屋外広告物(看板等)の掲出料は、支払賃借料となり ますか。
- A 土地又は家屋の賃貸借契約と構築物等の賃貸借契約とが別個の独立した契約である場合には、その構築物等の賃借料は支払賃借料とはなりません(取扱通知4の4)。

したがって、建物の賃貸借契約とは別に屋外広告物の掲出契約を結んでいるのであれば、掲出料は支払賃借料となりません。

なお、建物の屋上等に賃借人が広告塔を設置した場合の設置場所に係る使用料は、家屋の使用又は収益の対価の額であると認められるため支払賃借料となりますのでご留意してください。

- Q43 自動販売機を土地又は家屋に設置するときの設置料は支払賃借料及び受取賃借料に 含まれますか。
- A 自動販売機を設置して販売を行うものは、自動販売機を設置する土地又は家屋を使用又 は収益する権利を有しているため、設置料は純支払賃借料の対象となります。

なお、設置料と認められる場合には、販売手数料、販売協賛金、ロケーションコミッション等、名称の如何を問わず、対象となります。

- Q44 河川、港湾及び海岸の占用料は、それぞれ支払賃借料の対象となりますか。
- A 河川占用、港湾占用及び海岸占用は土地の使用にあたりますので、河川占用料、港湾占 用料、海岸占用料は、土地の使用を目的とした権利の対価として支払賃借料の対象となり ます。

なお、公有水面の利用は純支払賃借料の対象外ですが、土地・水面双方の使用を対象とし、かつ、その金額区分がないものについては、全額が支払賃借料となります。

- Q45 従業員が1か月以上の出張でホテルを利用した場合、ホテルの宿泊料は支払賃借料となりますか。また、その宿泊料が支払賃借料となる場合、ホテル客室内の電話使用料金や出張旅費は支払賃借料に含まれますか。
- A 純支払賃借料は、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものが対象となります(法72の17②・③、取扱通知4の4の3)。

したがって、設問の場合、法人がホテルに支払った宿泊料は支払賃借料となりますが、ホテル客室内の電話使用料金や出張旅費は土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価ではないので、支払賃借料に含まれません。

- Q46 いわゆるウィークリーマンションを4週間賃貸借する契約をしていましたが、契約を 更新し、引き続き2週間賃貸借することとした場合には、この賃貸借は支払賃借料とな りますか。
- A 純支払賃借料は、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものが対象となります。この使用又は収益できる期間の判定は、契約等において定められた期間によりますが、契約上連続して1月に満たない場合であっても、実質的に使用又は収益できる期間が連続して1月以上となっていると認められる場合には純支払賃借料の対象となります(法72の17②・③、取扱通知4の4の3)。
- Q47 3月末で事業年度が終了する法人が、3月中のある日から事務所を賃貸借する場合 に、その事業年度末までの賃貸借契約をし、別途4月1日から1年間の賃貸借契約をし ている場合には、3月中の賃借料は支払賃借料となりますか。
- A 純支払賃借料は、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものが対象となります。この使用又は収益できる期間の判定は、契約等において定められた期間によりますが、契約上連続して1月に満たない場合であっても、実質的に使用又は収益できる期間が連続して1月以上となっていると認められる場合には純支払賃借料の対象となります(法72の17②・③、取扱通知4の4の3)。

したがって、事業年度内に使用できる期間が1月以上か否かを問いませんので、設問の場合、3月中の契約期間が1月に満たなくとも、4月1日以後の契約により、連続して1月以上賃貸借しているので、3月中の賃借料は支払った事業年度の支払賃借料となります。

- Q48 荷物の保管期間が月の中日(15日)を境に月の前半又は後半のみの場合は一律半月分の保管料を、また、保管期間が月の中日をまたぐ場合は実際の保管日数が1月に満たない場合であっても一律1月分の保管料をそれぞれ受け取ることとしている場合、使用又は収益できる期間が連続して1月以上か否かの判定は、どのように行いますか。
- A 純支払賃借料は、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものが対象となり、実際に使用又は収益しているかどうかや保管料の料金設定を問いません。したがって、契約によって使用又は収益できる期間が1月以上となっていれば、その賃借料は支払賃借料となります(取扱通知4の4の3)。

- Q49 リース会社から自動車や機械設備を賃借している場合、これらの賃借料は支払賃借料 となりますか。
- A 純支払賃借料は、土地又は家屋(これらと一体となって効用を果たす構築物又は附属設備を含みます。)の使用又は収益を目的とする権利の対価の額が対象となりますので、自動車や機械設備のような動産の賃借料は支払賃借料となりません(法72の17②)。
- Q50 土地や建物の賃貸借契約と自動車や機械設備の賃貸借契約が一つの契約である場合、 土地や建物の賃借料のみが支払賃借料となりますか。
- A 純支払賃借料は、土地又は家屋(これらと一体となって効用を果たす構築物又は附属設備を含みます。)の使用又は収益を目的とする権利の対価の額が対象となりますので、自動車や機械設備のような動産の賃借料が契約等において明確かつ合理的に区分されている場合には、これらの賃借料を除いた土地や建物の賃借料のみが支払賃借料となります(法72の17②)。
- Q51 土地や建物の賃貸借契約と自動車や機械設備の賃貸借契約が一つの契約である場合で、土地や建物の賃借料とその他の賃借料を区分できないときは、支払賃借料の計算はどのようになりますか。
- A 自動車や機械設備のような動産の賃借料は支払賃借料となりませんが、土地や建物の賃貸借契約と自動車や機械設備の賃貸借契約が一つの契約である場合で、土地や建物の賃借料とその他の賃借料を区分できないときは、その全額が支払賃借料となります。
- Q52 他の法人から賃借した家屋を社宅として従業者に賃貸しており、従業者から賃借料の 支払いを受けている場合には、純支払賃借料はどのように計算しますか。
- A 法人が賃借している土地又は家屋を従業者に社宅等として賃貸している場合には、法人が支払う賃借料を支払賃借料に、従業者から支払いを受ける賃借料を受取賃借料に、それぞれ算入します(取扱通知4の4の9(1))。

- Q53 他の法人から賃借した家屋を社宅として従業者に賃貸しており、他の法人に支払う賃借料と従業者から支払いを受ける賃借料の差額を会計上、福利厚生費として処理していますが、この場合も支払賃借料となりますか。
- A 法人が賃借している土地又は家屋を従業者に社宅等として賃貸している場合には、法人が支払う賃借料は支払賃借料に、従業者から支払いを受ける賃借料は受取賃借料に、それぞれ算入します(取扱通知4の4の9(1))。

したがって、差額分の賃借料を福利厚生費として処理していても支払賃借料となります。

- Q54 社宅の入居者から受け取る社宅料を会計上、雑収入として処理していますが、この場合も受取賃借料となりますか。
- A 法人が賃借している土地又は家屋を従業者に社宅等として賃貸している場合には、法人が支払う賃借料は支払賃借料に、従業者から支払いを受ける賃借料は受取賃借料に、それぞれ算入します(取扱通知4の4の9(1))。

したがって、社宅料を雑収入として処理していても受取賃借料となります。

- Q55 出向者が出向元法人の社宅を賃借し、その賃借料を出向先法人が負担することとしている場合、出向先法人が出向元法人に対して支払う賃借料相当の負担金は純支払賃借料となりますか。
- A 法人が賃借している土地又は家屋を従業者に社宅等として賃貸している場合には、法人が支払う賃借料は支払賃借料に、従業者から支払いを受ける賃借料は受取賃借料に、それぞれ該当します(取扱通知4の4の9(1))。

したがって、出向元法人の社宅を出向先法人が借り上げて、出向者に賃貸しているもの と認められる場合には、出向先法人が出向元法人に対して支払う賃借料相当の負担金は、 出向先法人の支払賃借料となります。

なお、この場合において、出向先法人が負担した賃借料相当の金額が、出向者に対するいわゆる現物給与であるとして、所得税において給与所得として課税される場合であっても、報酬給与額とはなりませんので留意してください(取扱通知4の2の6(2))。

- Q56 事務所を賃貸借する契約をし、賃借料が前払いとされている場合には、支払った額が 当該事業年度の支払賃借料になりますか。
- A 支払賃借料を計上する事業年度は、原則として、支払う賃借料が法人税の所得の計算上 損金の額に算入される事業年度と一致しますので(法72の17①)、法人税の所得の計算上 損金の額に算入した額がその事業年度の支払賃借料になります。

なお、法人税の所得の計算上、各事業年度の損金の額に計上される賃借料は、提供を受けた役務に応じ、その事業年度に支払うべき額となりますが、支払った日から1年以内分に相当する金額の支払いをし、これを支払った日の属する事業年度の損金とするという経理基準を継続して適用する場合には、その経理が認められます(法基通2-2-14)。

- Q57 法人の所有する土地に電力会社や通信会社の電柱が設置されており、電力会社等から利用料の名目で金銭の支払いを受けている場合、その利用料は受取賃借料となりますか。また、受取賃借料となる場合で、利用料の支払期日が3年ごととされているときは、支払いを受けた事業年度において3年分の利用料を受取賃借料として計上することになりますか。
- A 電力会社等が電柱を設置することにより法人の土地の利用が制限され、実質的に土地を 使用又は収益していると認められることから、法人が電力会社等から支払いを受ける利用 料は受取賃借料となります。

また、受取賃借料を計上する事業年度は、支払いを受ける賃借料が法人税の所得の計算上益金の額に算入される事業年度と一致することから(法72の17①)、受取賃借料には法人税の所得の計算上益金の額に算入した額を計上します。

- Q58 当社は、A社と業務委託契約を結び、A社の業務の一部を受託しています。当該受託 業務は、委託元であるA社の事務所の一部を賃借して行っています。会計処理は、業務委 託料収入を収益とし、事務所賃借料を費用として計上するのではなく、業務委託料収入と 事務所賃借料を相殺した後の金額を収益として計上しています。このとき、当該事務所の 賃借料は支払賃借料に含めないのでしょうか。
- A 収益配分額は、原則として法人税の所得計算上損金の額又は益金の額に算入されるものに限るとされています。この場合の、「算入されるもの」とは、実際に損金又は益金に算入された金額ではなく、損金又は益金の額に算入すべき金額を指します。

業務委託の対価と事務所賃貸借の対価を別に定めており、公正妥当な会計処理に基づき それぞれを収益・費用と認識すべきものであるときは、当該事務所賃借料は支払賃借料に 含めることとなります。

4 資本金等の額

Q59 資本割の課税標準となる「資本金等の額」とは何ですか。

- A 「資本金等の額」は、事業年度終了の日現在の法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に無償増資や無償減資がある場合の地方税法による加減算をした金額と、事業年度終了の日現在の資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の金額とを比較して大きい金額を基礎とした上で、次の順序による計算を行った金額です。(法72条の21①・②)
- ① 収入金額課税事業をあわせて行う法人における従業者数按分
- ② 事業年度が1年に満たない場合の月数按分
- ③ 特定子会社株式等の控除措置
- ④ 非課税事業をあわせて行う場合や外国に支店等を有する場合の控除措置
- ⑤ ①から④までの計算の結果が1,000億円を超える場合の圧縮措置

Q60 自己株式を取得した場合、資本金等の額はどのように計算しますか。

A 株式発行会社による自己株式の取得は、従来、資産として取扱われていましたが、平成 18 年度の法人税法改正により、平成 18 年 4 月 1 日以後に自己株式を取得した場合は、自己株式の価額を資産に計上せず、資本金等の額及び利益積立金の額をその分だけ減算することに改められました。その具体的な取扱いは次のとおりとなります。

ただし、平成27年4月1日以後に開始する各事業年度においては、当該資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。

【非上場株式購入により自己株式を取得した場合】

- 〇 みなし配当分は利益積立金額から減算(法人税法施行令第9条第1項第8号)
- それ以外の金額は資本金等の額から減算(法人税法施行令第8条第1項第20号)

【証券取引市場等で自己株式を取得した場合】

○ 取得価額を資本金等の額から減算(法人税法施行令第8条第1項第21号)

(法改正に伴う経過措置)

改正法人税法施行日(平成18年4月1日)現在に保有する自己株式については、その帳簿価額 を施行日前日(平成18年3月31日)現在の資本積立金額から減算することとなります(改正法人 税法施行令附則第4条)。

なお、帳簿価額にみなし配当分が含まれている場合は、みなし配当分は利益積立金から減算することとなるため(改正前法人税法第2条第18号力)、帳簿価額は取得原価から当該みなし配当分を減算した額となります。

- Q61 資本の減少や資本準備金による欠損塡補又は剰余金による損失の塡補を行った場合は、 資本割の課税標準となる資本金等の額をどのように算定しますか。
- A 次に該当する場合には、欠損の塡補又は損失の塡補に充てた金額を資本金等の額から控除します。ただし、平成27年4月1日以後に開始する各事業年度においては、当該控除後の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合には、資本金及び資本準備金の合計額又は出資金の額が、資本割の課税標準となる資本金等の額になります。・平成13年4月1日以後平成18年4月30日までに、資本又は出資の減少により資本の欠損に塡補した場合又は旧商法289条1項及び2項2号に規定する資本準備金による欠損の塡補をした場合には、当該欠損塡補に充てた金額を資本金等の額から控除します。(法72の21①Ⅱ)
 - ・平成18年5月1日以後に、会社法447条の規定による資本金の減少又は会社法448条の規定による資本準備金の取り崩しにより増加させたその他資本剰余金として計上してから一年内に損失の塡補に充てた金額に限り、資本金等の額から控除します。なお、損失とは、損失の塡補に充てた日における確定した決算書の、その他利益剰余金の零を下回る額です。(法72の21①Ⅲ)
- Q62 資本金等の額の算定に当たり、持株会社の資本圧縮措置とはどのような場合に適用できますか。
- A 持株会社に係る資本金等の額の圧縮措置は、保有する特定子会社(その法人が発行済株式 総数の50%超を直接又は間接に保有している法人をいいます。)の株式の帳簿価格が総資産の 帳簿価格に占める割合が50%を超える法人(持株会社)に適用し、資本金等の額から、その 資本金等の額に持株会社が保有する特定子会社の株式の帳簿価格が総資産の帳簿価格のうち に占める割合を乗じて得た金額を控除します(法72の21⑥)。
- Q63 外国法人の資本金等の額はどのように計算しますか。
- A 外国法人の資本金等の額は、その法人の資本金等の額から外国法人の資本金等の額を各事業年度終了の日における総従業者数に占める国外の事務所又は事業所の従業者の比率であん分して得た額を控除した金額となります(令20の2の24)。
- Q64 会計上の別途積立金は、資本割の課税標準となる資本金等の額に含まれますか。
- A 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として、法人税法施行令第8条に 定める金額をいいます。会計上の別途積立金は任意積立金に当たることから、資本金等の額 には含まれません。

5 申告納付・徴収猶予

- Q65 中間申告は、前事業年度の事業税額に基づく予定申告と仮決算に基づく中間申告のいずれの方法によってもすることができますか。
- A 中間申告は、前事業年度の事業税額に基づく予定申告と仮決算に基づく中間申告のいずれの方法でも行うことができますが、連結申告法人の場合には予定申告に限られます(法72の26①)。
- Q66 徴収猶予の申請の手続きはどのようになっていますか。また、法人が複数の都道府県 において事務所又は事業所を有し、事業を行っている場合は申請の手続きはどのように なりますか。
- A 徴収猶予を申請する場合には、事業税の申告期限までに徴収猶予の申請書を提出します。申請書には徴収猶予の要件に該当する法人であることを証する書類を添付するとともに、徴収猶予に係る金額に相当する担保の提供が必要となります。

また、複数の都道府県において事務所又は事業所を有し、事業を行っている法人については、徴収猶予を受けようとするそれぞれの都道府県に申請をする必要があります(法72の38の2①・③)。

6 申告書の記載方法

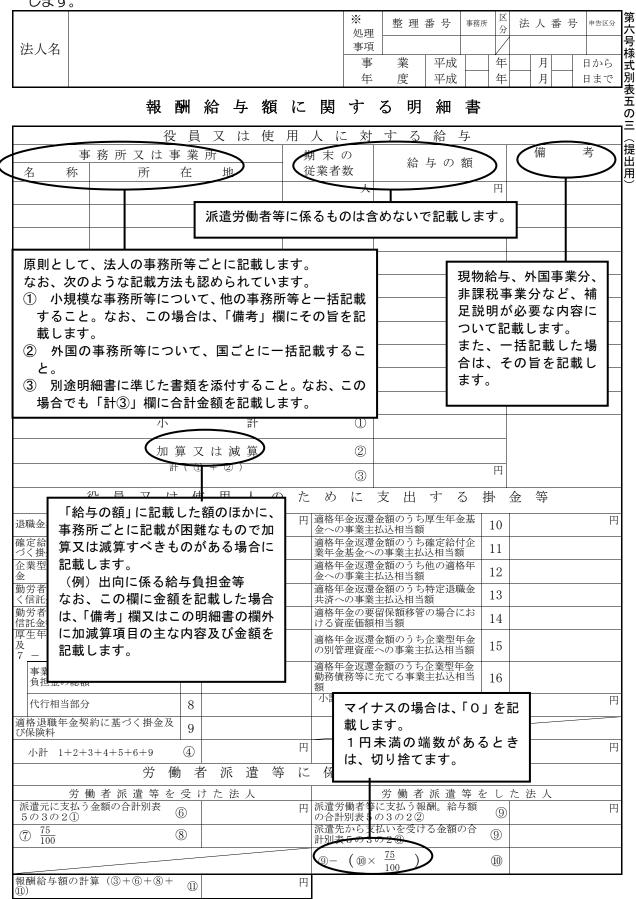
- Q67 報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)は、事務所等ごとに期末の従業者数及び給与の額を記載することとされていますが、出向者についてはどのように記載しますか。
- A 出向先法人が出向者に給与を支払う場合は、「給与の額」の欄に事務所等ごとに記載しますが、出向先法人が出向元法人に対して給与負担金を支払った場合など、事務所等ごとの記載が困難な場合は、「加算又は減算」の欄に記載します。
- Q68 報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)は、事務所等ごとに期末の従業者数及び給与の額を記載することとされていますが、退職金等の支払額を事務所等ごとに管理していない場合は、どのように記載しますか。
- A 給与等については、法人の事務所等ごとに記載します。 したがって、原則として事務所等ごとに集計し、記載していただきますが、止むを得な い理由がある場合には、事務所等ごとの記載が困難なものとして、「加算又は減算」の欄 に記載します。
- Q69 報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)に記載することとされている「期末の従業者数」欄には、事業税の分割基準に用いる従業者数を記載しますか。
- A 「期末の従業者数」欄には、事業年度終了の日現在における役員及び使用人の数を記載 します。事業税の分割基準に用いる従業者数と異なり、製造業における工場の従業者数の 補正は行いませんので、留意してください。
- Q70 報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)の「加算又は減算」の項の「給 与の額」欄には、どのような金額を記載しますか。
- A 「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに記載が困難なもので加算又は減算すべきものがある場合に記載します。

例えば、出向先法人が出向元法人に対して支払った給与負担金等がこれに該当します。

- Q71 純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)は、借入先ごと又は貸付先ごと に記載することとされていますが、件数が多い場合は明細を省略して合計額の記載のみ でも差し支えありませんか。
- A 原則として、利子の区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに記載することとされていますが、別途明細書に準じた書類を作成している場合には、各欄の記載に代えてその書類を別紙として明細書に添付して差し支えありません。

なお、一の借入先に対する期中の支払利子額又は一の貸付先に対する期中の受取利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。

※ この明細書は、すべての外形標準課税対象法人が、主たる事務所等所在地の都道府県に提出 します。



7 その他

- Q72 非課税事業とは具体的にはどのような事業ですか。
- A 法人の行う事業のうち、次の事業については事業税が非課税となります(法72の4②・3)。
 - ①林業
 - ②鉱物の掘採事業
 - ③農事組合法人のうち農地法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たしている ものが行う農業

なお、非課税事業と課税事業を併せて行っている法人であっても、資本金が 1 億円を超 える場合には、課税事業について、外形標準課税の対象となります。

- Q73 特定内国法人と外国法人は、それぞれどのように定義されていますか。
- A 特定内国法人とは、国内に主たる事務所又は事業所を有する法人で、国外に支店、工場等のいわゆる恒久的施設を有する法人をいいます(法72の19)。

また、外国法人とは、国内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいいますが(法24③)、このうち国内に支店、工場等の恒久的施設を有する外国法人が事業税の納税義務者となります(法72の2⑥)。

なお、特定内国法人及び外国法人に対する外形標準課税の適用に当たっては、国内の事業に帰属するものがその対象となり、付加価値額及び資本金等の額について、それぞれ課税標準の算定方法が定められています。

- Q74 特定内国法人の付加価値割の算定に当たって、国外所得と国内所得を区分計算している場合であっても、国内付加価値額を区分計算によらず、国外と国内の従業者数によるあん分によって算定することはできますか。
- A 特定内国法人の付加価値割の課税標準は、付加価値額の総額から外国の事業に帰属する 付加価値額を控除して算定します。

この場合において、外国の事業に帰属する付加価値額については、国外所得の取扱いに準じて取り扱いますが、所得を区分計算した場合には、付加価値額についても、区分計算により算定します(「事業税における国外所得等の取扱いについて」(平成16年4月1日総税都第16号))。

- Q75 特定内国法人の国外付加価値額を国外と国内の従業者数によるあん分によって算定する場合の従業者数とは、課税標準の分割に用いる従業者数と同じですか。例えば、出向者や派遣労働者の取扱いはどのようになりますか。また、同じく特定内国法人の資本金等の額を従業者数であん分する場合の従業者数も同じ取扱いになりますか。
- A 特定内国法人の国外付加価値額を国外と国内の従業者数によるあん分によって算定する場合の「従業者」とは、事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいい(令20の2の19①)、外国の恒久的施設(支店、工場等)における現地雇用者も含まれます(「事業税における国外所得等の取扱いについて」(平成16年4月1日総税都第16号))。 出向者や派遣労働者についても、事業税の分割基準に用いる従業者数の場合と同じく従業者数に含めます。

なお、事業税の分割基準に用いる従業者数と異なり、製造業における工場の従業者数の補正は行いませんので、留意してください。

この取扱いは、特定内国法人の資本金等の額を従業者数であん分する場合も同様となります(令20の2の23②)。

- Q76 建設予定のビルを賃借するにあたり、家主となる建築主に建設協力金を預託し、返還 までの期間において支払家賃と受取利息を各期の費用及び収益として計上しています。当 該費用及び収益は支払賃借料及び受取利子に含めるのでしょうか。
- A 金融商品に関する会計基準に基づき建設協力金を時価評価して資産計上し、返還までの 期間に支払家賃及び受取利息を費用及び収益に計上している場合、当該費用及び収益が法 人税の所得の計算上、当該事業年度の損金及び益金となるときは、支払賃借料及び受取利 子として取り扱います。

建設協力金の支払時の時価と支払額との差額は、前払家賃の性質を有するものと考えられます。また、受取利息は、建設協力金の時価評価額を元本としたときの、元本×利率×期間で求められるものであり、受取利子に該当します。

参考

【金融商品会計実務指針#133】

建設協力金の支払額と当該時価との差額は、長期前払家賃として計上し、契約期間にわたって各期の損益に合理的に配分する。また、建設協力金等の差入預託保証金は返済期日に回収されるから、当初時価と返済金額との差額を契約期間にわたって配分し受取利息として計上する。